

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営方針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実は経営上の最重要課題と認識し、企業理念と法令順守の徹底、内部統制の強化を推進し、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

当社は、現状の機関投資家や海外投資家の株式保有比率を踏まえ、議決権の電子行使や招集通知の英訳を実施していませんが、今後の当社の株主構成を勘案しつつ、株主様が議決権を行使しやすい環境の整備について検討して参ります。

【補充原則3 - 1 英語での情報開示、提供】

現状の当社の外国人株主の割合は7%程度であり、英語による情報の開示は実施していませんが、引き続き当社の株主構成を勘案しつつ、英文アニュアルレポート等の作成を検討して参ります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画へのコミットメント】

当社では、中長期的な事業環境・技術動向等の分析・予測を前提に、単年度計画を取締役に於て決議しており、これに基づき事業運営を行っております。なお、単年度計画の進捗状況については、毎月の取締役会にて報告の上必要な対策等について協議検討し、事業運営に反映させております。

なお、当社中期経営計画につきましては、内部目標として作成しておりますが、公表は行っておりません。これは、環境変化の激しい電子部品業界において、中期計画を公表することが必ずしもステークホルダーに有用な情報提供となるとは言えないとの考えに基づくものでありますが、引き続き中期経営計画及びその進捗状況の公表について検討して参ります。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者の計画】

最高経営責任者等の後継者に関する計画は、当社の持続的成長のために極めて重要な課題であると認識しており、当社の将来を担うにふさわしい人材の育成を推進しておりますが、現在明確な計画を策定するに至っておりません。今後、指名委員会等の任意の諮問機関設置等を通じ、後継者育成及び最適な人材の選定に向け取り組んで参ります。

【補充原則4 - 2 業績連動報酬、自社株報酬の割合及び決定手続き】

当社では現金による基本報酬及び中長期業績連動報酬である株式交付信託による自社株報酬により構成されております。現在、報酬決定プロセスの客観性及び透明性を高めるため、任意の報酬諮問委員会の設置に向け検討を重ねております。

【補充原則4 - 3 経営陣幹部の選解任手続き】

当社は、取締役の評価及び取締役候補者の選任は、会社の業績等の評価を踏まえ代表取締役が各取締役の当該事業年度の評価、次事業年度の見込み等に基づき、次期候補者等の検討を行った上で適切に実行しておりますが、経営品質の向上を図る上で取締役候補者の選定過程における透明性の確保が重要であると認識しております。現在、経営陣幹部の選解任プロセスの公正性及び透明性を高めるため、任意の指名諮問委員会の設置に向け検討を重ねております。

【補充原則4 - 3 CEOの選任手続き】

当社で代表取締役を選任するに当たり、代表取締役が会社の業績や各取締役の業務執行状況等の評価に基づき後任候補者を推薦し、取締役会において審議・決定しておりますが、代表取締役選任プロセスの客観性・適時性・透明性をより高めるため、任意の指名諮問委員会の設置に向け検討を重ねております。

【補充原則4 - 3 CEOの解任手続き】

会社の業績等の適切な評価に基づき、代表取締役がその機能を十分果たしていないと認められる時に備え、代表取締役解任プロセスの客観性・適時性・透明性をより高めるため、任意の指名諮問委員会の設置に向け検討を重ねております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社において、社外取締役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割を期待しており、個別の選任に当たっては東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考に判断しております。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

当社では、独立社外取締役3名を選任しておりますが、指名・報酬等の重要な事項に対する決定に関する独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置していません。現在独立社外取締役を主要構成員とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会の設置に向け検討を重ねております。

【補充原則4 - 10 指名・報酬等に関する独立社外取締役の適切な関与】

当社では、独立社外取締役3名を選任しておりますが、指名・報酬等の重要な事項に対する決定に関する独立社外取締役の関与は、経営の透明性を確保するうえで重要であると認識しており、現在独立社外取締役を主要構成員とする任意の諮問機関である指名・報酬委員会の設置に向け検討を重ねております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

政策保有に関する方針

相手企業との関係、提携強化を図る等、当社グループの中長期的な発展に必要と認められる場合に、政策保有を行います。また、保有するに当たっては、健全性に留意し、リスクの適正な把握とこれに応じた適正利潤の追求を図る等、経済合理性を確保します。

政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況も勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断します。また、利益相反の発生が懸念される場合には、社内規定に従い、適切な対応を実施します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役や大株主等との利益相反取引や関連当事者取引等については、取引の必要性を含め一般株主の利益保護の観点から極めて慎重に判断することとしております。新たに関連当事者取引等に該当する者と取引を開始する場合は、その取引を行うことの必要性、合理性、取引条件の妥当性確保等を、取締役会に諮りその承認のもとに実施することとしており、継続中の関連当事者取引等については、定期的に取締役会に報告し、当該取引を継続する合理性(事業上の必要性)等を監視し、必要に応じ取引継続の是非等の検討を行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の確定給付企業年金につきましては、資産管理運用機関に運用を委託しております。担当部門の経営企画部が担当執行役員とともに運用実績等の適切なモニタリングを行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「経営の中心は人であり、健全なものづくりを通じて、豊かな社会の実現に貢献する。」を経営理念とし、2016年度を初年度とする5か年の中期経営方針として「新たな価値の創造 ~他社が真似のできないものづくりを追求する~」を掲げ、当社グループ一丸となり企業価値の向上に努めております。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書の「1.1. 基本的な考え方」等に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬については、株主総会決議による報酬総額の限度内で、当社グループの業績や各取締役の業務執行状況、経済情勢等を勘案し、取締役の報酬は取締役会決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針等の開示について引き続き検討して参ります。

() 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名や経営陣幹部の選任方針については、年齢、性別、国籍等に関わりなく、優れた人格や高い倫理観を持ち、専門的な知識や豊富な経験を有し、強いリーダーシップと的確な意思決定を行うことができる者を、適材適所の観点から総合的に検討の上、取締役会で決議しております。また、監査等委員である取締役候補者については、独立社外取締役としての要件を備える者をその候補者としており、監査等委員会の同意のもと取締役会で決定しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

各取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の明確化】

当社では経営における重要事項に関し、法令、定款、取締役会規程等に基づき取締役会において意思決定を行っております。また、業務分掌規程や職務権限規程及びその明細表等に定められた具体的基準に基づき、業務執行取締役、経営会議、執行役員等へ権限を委任しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役3名はいずれも独立社外取締役として、高い見識、専門性、豊富な経験を有する者であり、取締役会はもとより、その他の重要な会議等において、独立の立場から様々な有用な発言をしております。今後様々な局面において独立社外取締役のさらなる有効活用を進めるため、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の設置に向け検討を重ねております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、業務執行取締役4名及び監査等委員会を構成する社外取締役3名の計7名をもって経営に当たっております。社内及び社外取締役は、年齢、性別、国籍等に関わりなく、優れた人格や高い倫理観を持ち、専門的な知識や豊富な経験を有するものを、取締役会のバランスを考慮しつつ選定しております。

【補充原則4 - 11 取締役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社取締役の他社での兼任については、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて開示しており、その状況は、その役割及び責務を適切に果たすために合理的な範囲内であるものと考えております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社は、2018年3月期における当社取締役会の実効性に関して当社の取締役に対し無記名方式による意見収集を行い、外部コンサルタントによる分析結果を基に実効性評価を行いました。その概要につきましては当社ウェブサイト(<http://www.enomoto.co.jp/ir/policy02.php>)に掲載しております。

【補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役がその期待される職責を十分に果たすための研鑽を積むことを推奨しており、取締役は社内外のセミナーや勉強会等を通じ、知識や能力の向上に努めております。なお、それら研修等の費用につきましては、原則会社負担としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主や投資家との対話に合理的な範囲で前向きに対応することとしております。経営管理グループ統括執行役員をIR担当とし、IR担当部署を経営企画部と定め、機関投資家向けの会社説明会を定期的に行っておりますほか、株主からの対話(面談)申し込みに対応しております。また、「ディスクロージャー管理規程」に基づき、インサイダー情報の管理を徹底するとともに、対話を通じて把握した株主や投資家の意見は、適宜に経営陣に報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	708,300	10.31
有限会社エノモト興産	630,260	9.18
有限会社エムエヌ企画	439,528	6.40
株式会社山梨中央銀行	181,500	2.64
KBL EPB S.A. 107704	134,100	1.95
エノモト従業員持株会	131,292	1.91
松岡憲一	96,400	1.40
櫻井宣男	93,660	1.36
榎本貴信	89,600	1.30
櫻井妙子	88,060	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注1) 上記のほか、自己株式が57,276株あります。
 (注2) 上記のほか、同数の第10位として次の者がおります。
 氏名又は名称 榎本寿子
 所有株式数 88,060株
 割合 1.28%

(1) 2018年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和住銀投信投資顧問株式会社が2018年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有報告書の内容
 大量保有者 大和住銀投信投資顧問株式会社
 所在地 東京都千代田区霞が関3-2-1
 保有株券等の数 株式 348,000株
 株券等保有割合 5.06%

(2) 2018年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2018年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有報告書の内容
 大量保有者 大和証券投資信託委託株式会社
 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
 保有株券等の数 株式 478,300株
 株券等保有割合 6.96%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
土屋義夫	他の会社の出身者													
倉田明保	他の会社の出身者													
八巻佐知子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋義夫			-	当社のメインバンクである株式会社山梨中央銀行の出身であり、長年に亘る銀行勤務における経験及び見識から、企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。また、2010年6月に同行を退任した後、現在まで8年以上が経過しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として適任であるとして指名するものです。

倉田明保			-	当社のメインバンクである株式会社山梨中央銀行の出身であり、長年に亘る銀行勤務において、広範な業務に携わり、取締役としての業務執行経験を有しており監査等委員である取締役として企業経営の健全性を確保するために十分な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。2007年6月に同行を退任した後、現在まで11年以上が経過しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として適任であるとして指名するものです。
八巻佐知子			-	社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有し、法令に関する幅広い知識と豊富な経験を有していることから、法令及びコンプライアンスに関する十分な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。当社との間に特別な利害関係がなく、上記属性a-kのいずれの事由にも該当しないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として適任であるとして指名するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役及び監査等委員会の業務を補助する使用人の職務遂行については、業務執行取締役からの指揮命令は受けないものとしております。また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の補助に関する職務遂行を優先するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査等委員を委員長とする監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

また、監査等委員会と内部監査部門である内部監査室(3名)の連携状況におきましても、緊密な連携を図りつつ年間を通じて恒常的且つ効率的に業務監査及び会計監査について監査業務を遂行するとともに内部統制に係わる課題につきましても適時対処しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員としての資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

今般ストック・オプションの新規付与を取りやめ、当社の中長期的な発展と役員報酬の連動性を高めることを目的として、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、株式交付信託による株式報酬を年額40百万円以内の範囲で支給することとしております。また、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

(監査等委員である取締役を除く)社内取締役7名に対し、2016年6月29日の取締役会の決議により2016年8月1日付けで有償ストック・オプション(新株予約権)562個を発行いたしており、また2017年6月29日の取締役会の決議により2017年7月31日付けで有償ストック・オプション256個を発行いたしております。なお2018年6月28日開催の定時株主総会をもって退任した取締役3名による新株予約権319個の権利行使に対し、12,760株の自己株式を充当しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第52期事業年度中に支払った報酬は、(監査等委員である取締役を除く)取締役(8名)102,603千円(うち社外取締役1名に対し1,500千円)、監査等委員である取締役(3名)10,800千円(うち社外取締役3名に対し10,800千円)、監査役(3名)3,180千円(うち社外監査役2名に対し2,580千円)、合計116,583千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役を補佐する専属の使用人は配置しておりませんが、内部監査室がサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、監査等委員でない取締役4名の取締役(うち社外取締役0名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成し、原則月1回開催する取締役会や必要に応じて開催する臨時取締役会において、迅速かつ的確に意思決定を図り、積極的な情報開示を行う経営体制構築に取り組んでおります。また、執行役員を構成員とする月1回の経営会議において、取締役会の意思決定に基づき業務を執行しております。

監査等委員会につきましては、常勤監査等委員1名を含む監査等委員である取締役3名(社外取締役3名)が監査等委員である取締役を除く取締役等経営者の職務執行について、厳正な監視を行っております。

監査体制につきましては、監査等委員会による計画的な監査を実施することとし、監査等委員は取締役会や必要に応じて経営会議に出席し適切な状況把握ができる体制を整えています。会計監査人による監査におきましても、通常の会計監査に加え、会計方針や内部統制に係わる課題について適時協議を行っております。また、内部監査体制についても、業務執行部門から独立した内部監査室(4名)を設置しており、監査等委員会と緊密な連携を図りながら、年間を通じて恒常的且つ効率的に業務監査及び会計監査について監査業務を遂行するとともに内部統制に係わる課題につきましても適時対処する体制としております。

また、会計監査はEY新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時協議を行い会計処理の適正化に努めております。その他、顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務に関しましては外部専門家と契約を締結し必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。これは、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、取締役会の適切な監督のもとで、取締役会の業務執行決定権限の相当な部分を取締役に委任することによる業務執行の迅速化を図ることをもって更なる企業価値の向上を目的としたものであります。

当社の社外取締役は3名であり、その3名により監査等委員会を構成しております。取締役の意思決定やその執行を監視、監督する機能を備えることはコーポレート・ガバナンス上、必要不可欠なものであり、客観的及び中立的立場からの社外取締役の役割は極めて重要なものであると考えております。当社の社外取締役3名と当社とは取引関係等はなく、一般株主との利益相反が生じない、独立役員であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期発送できるよう努めており、第52回定時株主総会(2018年6月28日開催)に係る招集通知につきましては、法定期日より5営業日前に発送するとともに、発送日の3営業日前に東京証券取引所ウェブサイト及び当社ホームページへの掲載を行っております。
その他	当社ホームページにおいて、株主総会の招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページ上にて、決算説明資料の掲示と同時に社長自身による説明を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期決算発表後に年2回、アナリスト・機関投資家向け説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「適時開示書類」「決算説明資料」「事業報告書」「有価証券報告書」「財務データ」等を当社ホームページにて公開しております。 (http://www.enomoto.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR担当部署となっております。	
その他	機関投資家向け個別ミーティングを適時行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エノモト企業倫理行動指針及びコンプライアンス規程を制定しております。エノモト企業倫理行動指針は当社ホームページに公開しております。 (http://www.enomoto.co.jp/company/policy.php)
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得し、環境保全に取り組んでおります。環境方針は当社ホームページにて公開しております。 (http://www.enomoto.co.jp/compcom/policy02.php) また、当社保有不動産を利用した太陽光発電による温室効果ガスの排出削減に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	エノモト企業倫理行動指針に定めております。エノモト企業倫理行動指針は当社ホームページに公開しております。 (http://www.enomoto.co.jp/company/policy.php)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「経営の中心は人であり、健全なものづくりを通じて、豊かな社会の実現に貢献する」という経営理念のもとに、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの満足度を高め、社会から必要とされ、信頼される企業を目指します。

また、「エノト企業倫理行動指針」で、全ての経営者及び従業員が、高い倫理観を身につけ、法令・社内規則及び社会規範を遵守し、常に誠実な行動をとり、社会全体の発展に貢献するよう定めております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業倫理行動指針」を定め、コンプライアンスに対する考え方、行動基準を明確化し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、企業倫理の浸透及びコンプライアンス体制の維持・向上に努める。

取締役の職務執行状況については、「取締役会規程」に基づき、取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。また、取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受ける。

使用人の業務執行状況については、業務執行部門から独立した内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門、経営層及び監査等委員会に適宜報告する。

コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、従業員等から通報相談を受け付ける外部弁護士等通報相談窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規定及び法令に基づき作成・保存・管理するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧できるものとする。

また、取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査等委員会の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理は、社長または社長が指名した取締役（監査等委員である取締役を除く。）を委員長とするリスク管理委員会が行う。

リスク管理委員会は、本社に事務局を設置し、部門横断的なリスク状況の監視及び対応を行うとともに、個別業務ごとに設置された委員会等や関係会社ごとに任命したリスク管理責任者と緊密に連携する体制を整える。リスク管理委員会は内部監査室と連携し、全体のリスク管理状況を掌握し、その結果を取締役に報告する。

また、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針・マニュアルを整備するとともに、全ての役職者にリスク管理能力を高めるための研修等を実施し、リスクによる損失を最小限度に抑える体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会により、当社グループの中長期経営計画の策定、各部門の年度目標、予算の設定を行う。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会を原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「取締役会規程」に定めた重要事項の決議と取締役の職務の執行状況の監督を行う。

(3) 経営会議を設置し、当社グループの経営戦略等の業務執行上の重要事項について、十分な検討・審議を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループとしての規範、規則を「関係会社管理規程」として整備し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。

(2) 当社から子会社の取締役等役員を派遣し、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。

(3) 当社の監査等委員会と内部監査室が連携し、子会社の業務執行状況を監査する。

(4) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため財務報告にかかる内部統制が有効、適切に機能する体制の整備を実施するとともに、その運用状況について継続的に評価し、必要な措置を行うものとする。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会よりその職務を補助すべき取締役及び使用人の配置の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ人選を行う。

(2) 当該使用人の人事については、常勤監査等委員と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

(3) 当該使用人の監査等委員会の補助に関する職務遂行については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けられないものとする。

(4) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の補助に関する職務遂行を優先するものとする。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、グループに著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項を適時適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。

(2) 監査等委員会はいつでも必要に応じて、グループ会社の取締役及び使用人に対して業務の執行に関する報告を求められることができるものとする。

(3) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求めることができるものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、報告をした者が報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」を制定し、その防止を図るものとする。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について、必要な費用の前払い等の請求について、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
- (3) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、「企業倫理行動指針」に、反社会的な活動や勢力とは、一切の関係を遮断し、毅然とした態度で臨むことを徹底し、公正・透明・自由な競争を尊重し、適正・健全な取引を行うことを定め、これを基本的な考え方とする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

経営企画部を対応統括部署とし、リスク管理委員会と連携して対応する。また、各事業所には不当要求防止責任者を設置し、不当要求に対応できる体制にする。

b. 外部専門機関との連携状況

警察、顧問弁護士等との連携を常に密にし、有事において適切な相談・支援が受けられる体制を整備する。

c. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報は経営企画部に集約され、一元的に管理される。また、その情報は、全社で共有する。

d. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力の排除については、「企業倫理行動指針」をはじめ、「コンプライアンス規程」「反社会的勢力排除規程」「販売管理規程」「購買管理規程」に定めるとともに、具体的な対応要領を作成し、社内へ周知・徹底をする。

e. 研修活動の実施状況

不当要求防止責任者は定期的に外部専門機関等の講習を受講し、情報の収集や対処法の取得をする。また、当社では「企業倫理行動指針」の徹底を図るため、毎年、全従業員に対し教育研修を実施する。反社会的勢力への対応は企業倫理上も重要な項目と位置づけ、教育研修プログラムに組み入れ、知識及び意識の向上に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

